

## 和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会における 検討の方向性・検討事項について

令和元年 10 月 25 日

### I 趣旨・背景

1 家畜の改良は、優秀な形質を発現する遺伝資源を有する個体の選抜・増殖を繰り返すことにより、有用な遺伝情報を集積させた個体を生産していくプロセスである。家畜の改良プロセスを通じて、同じ家畜の種類であっても肉質等の点で品質上の差別化を図ることができるという点で、家畜の改良は畜産関係者等による創造的な活動であり、このプロセスを通じて生み出された家畜遺伝資源は知的財産的価値を有していると言える。

2 優良な形質を発現する遺伝資源が不正に流通し、関係者の改良努力にフリーライドして家畜の増殖・再生産が行われる事態を放置すれば、関係者にとっては多大な時間、労力がかかる改良のプロセスに要した投資を回収することができなくなり、更なる改良増殖へのインセンティブが失われ、ひいては国全体での畜産の振興に重大な影響を及ぼすおそれがある。

現に、和牛遺伝資源を不正に取得し、これを国外に持ち出そうとした事案が発生し、和牛を代表に家畜の遺伝資源に関する知的財産的価値の保護をめぐる課題が顕在化している。

3 農林水産省で設置した「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」の中間取りまとめ（令和元年 7 月 2 日）において、以上の点を背景として、和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けて「関係省庁、法曹実務家、知的財産に関する専門家等を交え、幅広く丁寧な議論と検討を重ねた上で、その実現を図るべき」とされた。

このことを受け、同検討会の下に「和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会」を設置するものである。

### II 検討に当たっての留意事項

和牛を含む家畜遺伝資源の知的財産的価値の保護の在り方の検討は、以下に留意しつつ進めることが重要である。

- ① 品種ごとに個体間の形質に均一性・安定性・区分性が明らかな種苗と異なり、家畜については品種に属する個体間の能力にばらつきがあり、その産子に現れる結果もばらつきがあること。また、背景となる国際条約も存在しないこと
- ② 一方で、行為規制のアプローチにより事業者の営業上の利益の確保等を図る不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）の直近の改正において、私有財産である「限定提供データ」の不正な利用等を新たに不正競争として位置づけた経緯があること
- ③ 家畜遺伝資源の再生産については、一定の利用の制限がされなければ、知的財産的価値の侵害に歯止めが利かなくなることから、「限定提供データ」の複製と類似の保護法益が認められること

### Ⅲ 検討事項

Ⅱの留意事項を踏まえ、専門部会においては、不正競争防止法に基づく「限定提供データ」の保護の方法も参考として、家畜遺伝資源の不正取得等に対する適切な救済の可能性について、以下の事項を中心に広く検討することとする。なお、これらの検討に当たっては、既存の国内制度や国際条約との関係等についても十分に留意する。

#### 1 保護客体・対象の範囲の考え方

成果冒用行為からの保護が必要な遺伝資源の範囲・画定方法について、以下を中心に検討する。

- ① 遺伝資源に対する視座（付加価値の高度な蓄積、遺伝情報等）
- ② 「営業秘密」及び「限定提供データ」の定義方法等の家畜遺伝資源へのアナロジー

#### 2 違法行為類型

家畜の改良に要する投資を保護し、更なる改良インセンティブにつなげていくことが可能となる環境整備に向けて、家畜遺伝資源について、取引実態、現場のニーズ等も踏まえつつ、以下のような類型を中心に、違法行為とすることの要否について検討する。

- ① 窃取、詐欺その他の不正の手段により取得する行為
- ② 正当に取得した家畜遺伝資源を図利加害目的で権原外に使用・譲渡する行為
- ③ 家畜遺伝資源について①又は②の不正行為が介在したことを知っている転得者（又は事後的に知った転得者）が、当該家畜遺伝資源を使用・譲渡する行為
- ④ ①～③により家畜遺伝資源を使用することにより生じた物（家畜の生体、遺伝資源）を譲渡等する行為

#### 3 救済措置の内容

2による不正な流通に対する適切な救済措置の在り方（差止請求権、損害賠償、損害賠償額の推定、刑事罰等）について、検討する。